

平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」について、神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。

伊勢原市の本調査結果（概要）は次のとおりです。

- 1 調査対象
伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）
- 2 調査期間
平成30年度（平成31年3月31日時点）
- 3 調査内容
 - (1) 暴力行為の状況
 - (2) いじめの状況
 - (3) 不登校児童生徒の状況
 - (4) 自殺の状況
 - (5) 出席停止の状況

4 主な調査結果

項目	平成30年度				平成29年度				平成28年度			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
暴力行為の発生件数	16	13	29	3.9	6	13	19	2.5	3	13	16	2.1
(前年度比較増減)	10	0	10	1.4								
中地区	211	295	506	11.8	276	261	537	12.3	84	195	279	6.3
神奈川県	6,170	3,277	9,447	14.5	5,673	3,264	8,930	13.6	4,459	3,299	7,758	11.8
全国 (1000人あたり)	36,536 (5.7)	29,320 (8.9)			28,315 (4.4)	28,702 (8.5)			22,841 (3.5)	30,148 (8.8)		
いじめの認知件数	130	36	166	22.6	85	42	127	17.0	73	40	113	14.8
(前年度比較増減)	45	-6	39	5.6								
中地区	5,070	754	5,824	135.4	4,074	644	4,718	108.2	2,641	573	3,214	72.8
神奈川県	20,155	4,659	24,814	38.1	15,680	3,906	19,586	29.9	10,607	3,455	14,062	21.3
全国 (1000人あたり)	425,844 (66.0)	97,704 (29.8)			317,121 (49.1)	80,424 (24.0)			237,256 (36.5)	71,309 (20.8)		
不登校児童生徒数	39	76	115	15.6	29	72	101	13.5	25	52	77	10.1
(前年度比較増減)	10	4	14	2.1								
中地区	211	513	724	16.8	207	504	711	16.3	168	478	646	14.6
神奈川県	3,739	8,828	12,567	19.3	3,222	8,463	11,685	17.8	2,765	7,627	10,392	15.8
全国	44,841	119,687	164,528	16.9	35,032	108,999	144,031	14.7	30,448	103,235	133,683	13.5

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

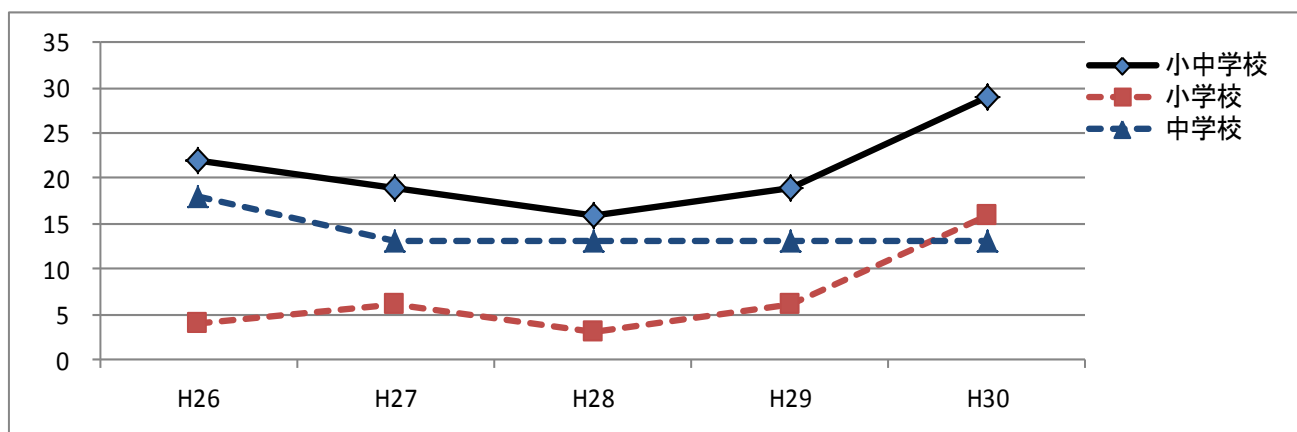
*「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	H26	H27	H28	H29	H30
小中学校	22	19	16	19	29
小学校	4	6	3	6	16
中学校	18	13	13	13	13

- 暴力行為の発生件数は前年度より10件増加し、小中学校合計は29件でした。小学校の発生件数が10件増加しました。増加の一つの要因として小さな争いも「暴力行為」として捉えきめ細かな指導に当たっていることが考えられます。
- 自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルを身に付ける等について重点的に指導することが重要です。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	H26	H27	H28	H29	H30
対教師暴力	0	0	0	0	0
生徒間暴力	4	2	3	6	15
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	0	4	0	0	1
計	4	6	3	6	16

中学校

	H26	H27	H28	H29	H30
対教師暴力	5	3	0	0	2
生徒間暴力	12	9	8	13	11
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	8	6	5	0	0
計	25	18	13	13	13

- 形態別では、対教師暴力・生徒間暴力及び器物損壊が発生しました。主な事例としては次のとおりです。

【対教師暴力】委員会活動で不満なことがあり、担任の腕に爪を立てた。等

【生徒間暴力】やつ当たりで友だちを叩いた。/体育の整列中にトラブルとなり、かっとなって叩いた/休み時間の遊びのトラブルで言い合いになり、ひっかいた。等

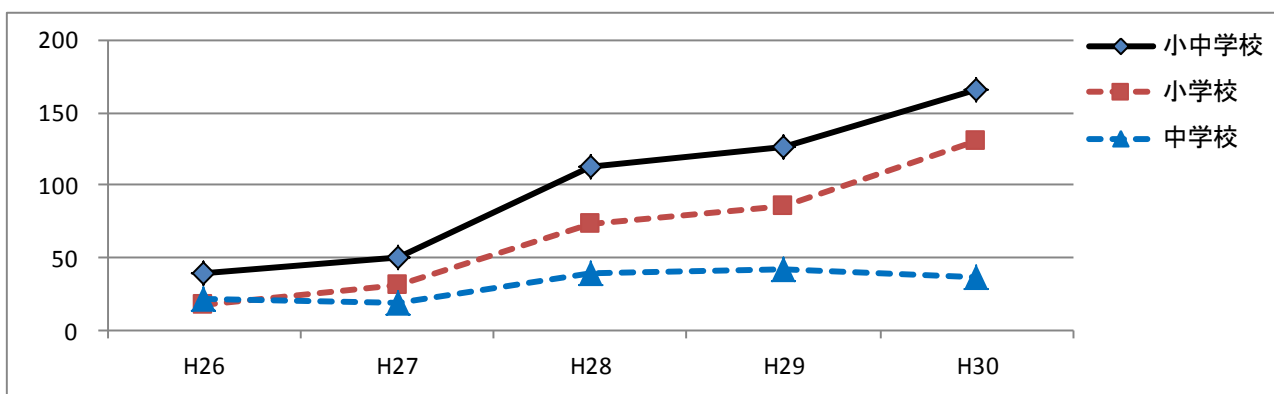
【器物損壊】下校途中で通学路にある塀に落書きをした。

■加害児童生徒への指導

- 平成30年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、27人（小17人、中10人）でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「意欲を持って活動できる場の設定」「学習指導」等の指導を行いました。

II いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	H26	H27	H28	H29	H30
小中学校	39	50	113	127	166
小学校	18	31	73	85	130
中学校	21	19	40	42	36

- いじめの認知件数は、前年度より39件増加し、計166件でした。
- いじめ防止対策推進法が施行されて、文部科学省が『いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし』という見解を示したことで国、県ともに認知件数の増加が見られ、経年で見ると、本市でも同様の傾向が見られます。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。
- なお、平成30年度において重大事態の報告はありません。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

	年度		H26		H27		H28		H29		H30	
	小中のいじめの件数合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計	
			39		50		113		127		166	
	いじめの件数		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
			18	21	31	19	73	40	85	42	130	36
態様別の認知件数（複数回答可）	態様の合計		42	25	25	44	93	53	110	49	140	45
	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。		1	13	12	28	52	28	42	25	71	22
	仲間はずれ、集団による無視をされる。		2	3	1	4	9	8	13	7	11	5
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		3	4	3	8	20	10	10	8	15	3
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		6	0	0	0	3	1	7	3	7	2
	金品をたかれる。		9	1	0	1	1	0	0	0	1	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		4	0	0	1	1	1	4	0	16	1
	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		5	4	4	0	6	1	31	0	17	1
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。		6	0	5	1	1	2	3	4	1	6
	その他		6	0	0	1	0	2	0	2	1	5

- 態様別では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多くなっています。また、スマートフォン等によるSNS上のトラブルなど、把握・指導が難しい状況もあります。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ 学級の中で悪口を言い合ったり、互いに無視し合ったりする。
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 冷たくされる。
 - ・ SNS 上で悪口を書かれる。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。 等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要がある。また、被害側と学校との間で認識にズレが出ることにしても十分留意する必要がある。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースにも教職員は対応するという姿勢を児童生徒全体に示す必要がある。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行う。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図る。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (H31.7.20現在)		解消に向けて取組中 (H31.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	130	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	130	100.0%
中学校	35	97.2%	1	2.8%	0	0.0%	36	100.0%
計	165	99.4%	1	0.6%	0	0.0%	166	100.0%

改善率： 99.4%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続しています。

■いじめに対する日常の取組【校数】

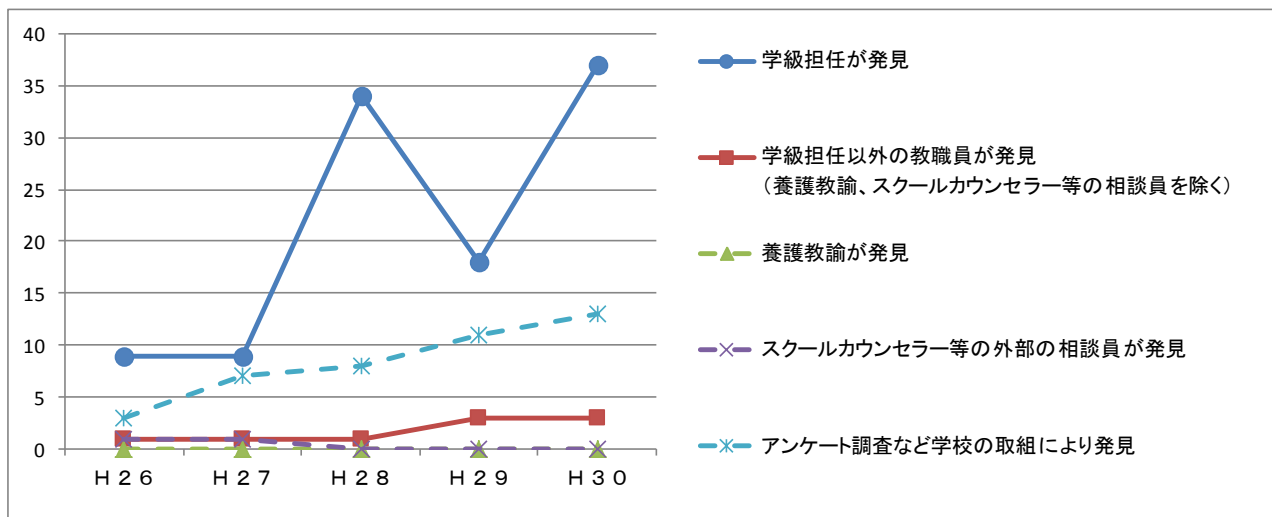
複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修を実施した	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	8	80.0%	2	50.0%	10	71.4%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた	7	70.0%	3	75.0%	10	71.4%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	5	50.0%	3	75.0%	8	57.1%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	4	40.0%	2	50.0%	6	42.9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	6	60.0%	4	100.0%	10	71.4%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針に定めたとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%

- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

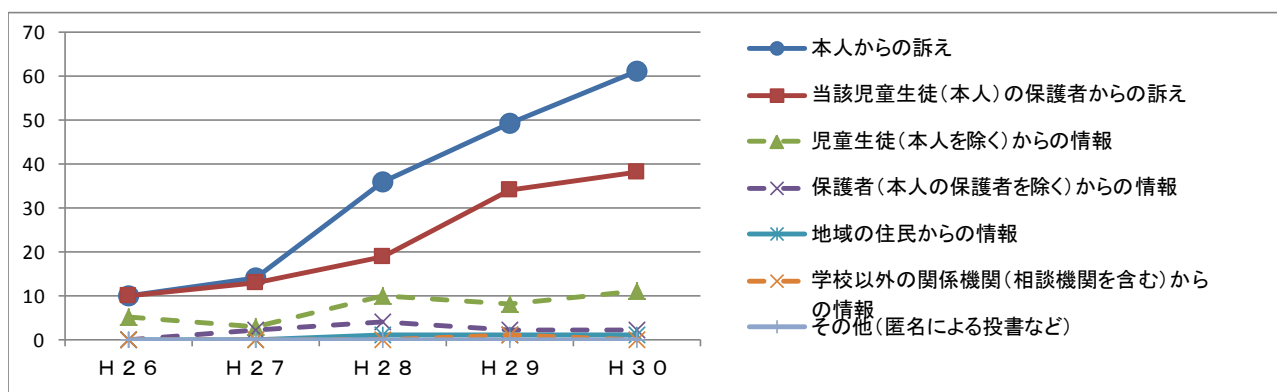
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	H26	H27	H28	H29	H30
学級担任が発見	9	9	34	18	37
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	1	1	1	3	3
養護教諭が発見	0	0	0	0	0
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1	1	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	3	7	8	11	13

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

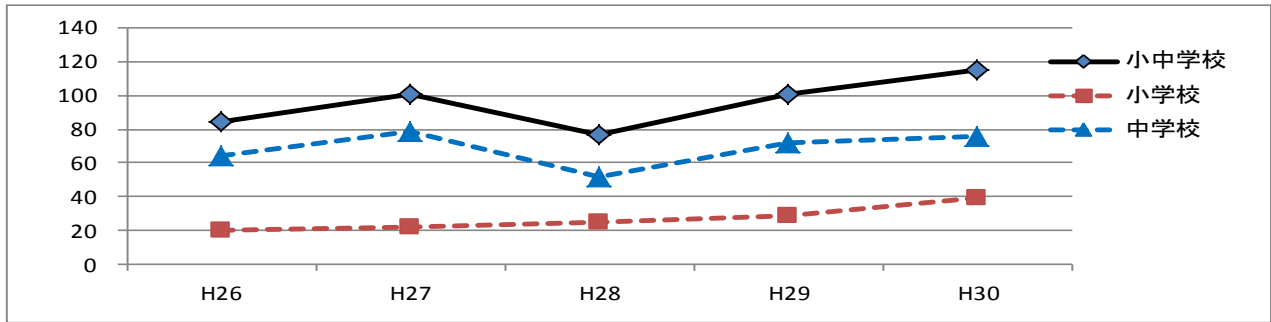


学校の教職員以外からの情報により発見	H26	H27	H28	H29	H30
本人からの訴え	10	14	36	49	61
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	10	13	19	34	38
児童生徒(本人を除く)からの情報	5	3	10	8	11
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	2	4	2	2
地域の住民からの情報	0	0	1	1	1
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	0	1	0
その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	0

- 児童生徒、保護者と学校の間で、日ごろからの交流が大切です。
- アンケート調査や教育相談の実施については、その取組が大切なのはもちろんのこと、学校全体としていじめ防止に取り組んでいるということを知覚することで、学校が児童生徒、保護者の訴えを聞くという姿勢を示すことにつながります。
- P T Aや地域、関係機関と連携して、児童生徒の安心・安全な体制づくりを推進します。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H26	H27	H28	H29	H30
小中学校	84	101	77	101	115
小学校	20	22	25	29	39
中学校	64	79	52	72	76

- 不登校児童生徒数は前年度から14人増加し、計115人でした。増加の一つの要因として平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた多様な支援をじっくり行うようになったことがあります。また、安易に病気による欠席と考えず、「学校教育により支援する」といった意識が定着してきたことが考えられます。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	1	0	0.0%	1	2.6%
	2年生	5	3	7.7%	2	5.1%
	3年生	3	3	7.7%	0	0.0%
	4年生	9	3	7.7%	6	15.4%
	5年生	5	2	5.1%	3	7.7%
	6年生	16	8	20.5%	8	20.5%
	計	39	19	48.7%	20	51.3%
中学校	1年生	16	10	13.2%	6	7.9%
	2年生	29	12	15.8%	17	22.4%
	3年生	31	9	11.8%	22	28.9%
	計	76	31	40.8%	45	59.2%
合計	合計	115	50	43.5%	65	56.5%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の43.5%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	9	23.1%	26	34.2%	35	30.4%
指導中の児童・生徒	30	76.9%	50	65.8%	80	69.6%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒	8	20.5%	21	27.6%	29	25.2%

- 指導・支援の結果、約55%の不登校児童生徒に好ましい変化が見られています。学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

IV 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	1
中学校	1	1	3	5	5
合計	1	1	3	5	6

全 国(国公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	7	4	4	6	5
中学校	54	56	69	84	100
合計	61	60	73	90	105

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組をさらに充実させることが大切です。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

V 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	1	0	0	0
合計	0	1	0	0	0

全 国(公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	1	4	1	0
中学校	25	14	14	7	7
合計	25	15	18	8	7

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の中で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。